附則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

ロ　保護者とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいい，次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の２第１項，第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ　【２．保護者等の収入の状況について】（２）②に該当するときは，必ず「親権者」全員の状況を確認の上，記入してください。
（２）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず，親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合」とは，例えば，ドメスティックバイオレンス，養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず，親権者の課税証明書等を添付できない場合」は，（２）④から⑥までの「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ニ　【２．保護者等の収入の状況について】（２）①又は③に該当するときは，保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ　【２．保護者等の収入の状況について】（２）④又は⑤に該当するときは，生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また，主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
（注）医療保険各法とは，健康保険法，船員保険法，国民健康保険法，国家公務員共済組合法，地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ　４月に入学した新入生は，原則として４月中に申請を行う必要があります。また，転校の場合も，原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ　過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には，就学支援金の受給資格はありません。また，高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は，その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して３６月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし，支給停止期間等は含めません。）

ハ　２つ以上の課程に在学している場合は，いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

ニ　偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は，高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき，不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ホ　受給資格の認定を受けた後は，原則毎年，都道府県（文部科学省）が定める期限までに，収入状況届出書を提出する必要があります。また，保護者等や収入の状況に変更があった場合にも，収入状況届出書を提出する必要があります。

ヘ　正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは，就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので，必ず提出してください。

ト　保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは，就学支援金の加算支給はされません。

備考　１　課税証明書等を添付する場合は，様式第１号（その１）に代えて，この書類を提出すること。
２　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。